

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止における 世田谷文化生活情報センター施設の利用者ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急事態宣言の発出や東京都の緊急事態措置に伴う施設の使用制限等の協力依頼を踏まえ、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止における世田谷文化生活情報センター施設の利用者（主催者）及び来場者が遵守すべき事項を「利用者ガイドライン」として定めるものです。利用の申込み及び実際の利用にあたっては、基本的な使用上の注意点に加え、本ガイドラインを必ずご確認ください。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、適宜変更するものとします。

1 基本的事項

世田谷文化生活情報センター施設の利用者は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、密閉（換気の悪い密閉空間）・密集（多数が集まる密集場所）・密接（間近で会話や発生をする密接場面）といういわゆる3つの「密」を避け、手洗い・手指消毒・マスクの着用など、感染防止策を遵守して施設を利用するものとします。

2 利用者（主催者）及び来場者が遵守すべき感染防止策

（1）利用人数の制限

各室とも定員の2分の1以下で利用してください。

ただし、ワークショップ室Aのコミュニティキッチンは、利用停止とします。

※定員数等の施設概要については、別表「施設概要」をご覧ください。

（2）夜間枠（18:00～22:00）は利用停止とします。

（3）換気のため、利用中は常時の扉の開放、または30分に1回以上数分間程度、扉の開放を行ってください。ただし、音漏れに配慮してください。

（4）人と人が触れ合わない距離を確保してください。

（5）大きな声での会話等は控えてください。

（6）体調不良者等の利用禁止

以下に該当する場合は利用を控えてください。

ア 体調が良くない場合（発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合）

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

（7）入室の際は手洗いや手指消毒を徹底し、マスクを着用してください。

（8）感染者発生に備えて、利用ごとに別紙「利用者名簿」を5階受付に提出してください。

（9）集合、解散時のエレベーターやロビーの混雑を回避し、十分な距離を保てる

ようにしてください。なお、貸出終了時刻までに完全退出できるよう、余裕をもって退出準備をしてください。

〈参考〉

厚生労働省では「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のインストールを推奨しています。

厚生労働省 HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

別表

施設概要

	施設	面積	定員	利用人数制限
1	セミナールームA	74 m ²	48名	24名以下
2	セミナールームB	83 m ²	48名	24名以下
3	セミナールーム AB併合	—	108名	54名以下
4	ワークショップ室A	189 m ² うちコミュニティキッチン 63m ²	50名	25名以下
5	ワークショップ室B	145 m ²	50名	25名以下